

## オンライン説明会（Zoom）参加にあたっての 注意事項について

---

- 音声が届かない、資料が画面共有されていない等のご相談は、事務局あてに「チャット機能」にてご連絡下さい。
- 途中で切断された場合は、再度URLよりご参加ください。
- 本説明会は記録のため、録画・録音させていただいておりますのでご了承ください。

令和8年6月23日(火) 15:00~16:00  
令和8年度地域共生社会実現サポート事業 説明会

---

1. 挨拶
2. 地域共生社会実現サポート事業の制度改正について
3. 補助金申請に係る注意事項について

## 2. 地域共生社会実現サポート事業の 制度改革について

---

### 【改正内容】

- 法人間連携プラットフォームの設置運営事業の新設  
⇒5月20日の説明会のとおり
- 福祉サービス向上支援事業(公募型)の廃止
- 小規模法人等活動サポート事業の見直し

### 3. 補助金申請に係る注意事項について

---

- 今年度は交付申請受付期間及び京都府の実績報告提出締切を変更しておりますのでご注意ください。

交付申請受付期間:

【地サポ】令和8年7月1日(水)～令和8年8月10日(月)

【経過措置】令和8年7月1日(水)～令和8年7月31日(金)

実績報告提出締切: 令和9年4月9日(金)

### 3. 補助金申請に係る注意事項について

---

- 申請様式等はすべて最新のものを京都府ホームページからダウンロードのうえ、ご使用ください。（今年度から様式を変更しております。）
- 本事業の補助対象は、令和8年4月1日以降に着手し、令和9年3月31日までに支払が完了している事業となります。
- 事業計画が不十分である等、申請内容に不備がある場合、申請を受け付けられない場合がございます。

## 説明内容へのご質問について

---

- 説明内容へのご質問は、後日「京都府健康福祉部地域福祉推進課」([chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp](mailto:chiikifukushi@pref.kyoto.lg.jp))までメールにてお願いいたします。
- なお、よくある質問については、京都府ホームページにおいて、「地域共生社会実現サポート事業補助金に係るQ & A」を順次掲載してまいりますので、ご参照ください。

# 地域共生社会実現サポート事業の見直しについて

資料1

R5～事業メニュー	補助率	補助対象経費上限額
<b>1 地域貢献活動推進事業</b> ○地域連携を目的としたカフェの運営 ○地域コミュニティの活性化に向けて、地域交流に活用する土地の賃借及び整備 ○認定こども園における地域交流イベントの実施 ○子育てに取り組む方を対象とした「子育て応援講演会」の実施 ○施設を活用した放課後児童の居場所づくりの実施 ○施設において地域における防災の意識を高めるイベントを実施 ○地域における交通教室の開催 ○高齢者の身体機能維持・向上の取組 ○高齢者と地域住民の交流イベント（農作物の収穫等）を実施 ○施設を活用した高齢者による物品製作、販売事業 等	<施設立地が市内> 府 2/4 市 1/4  <施設立地が町村内> 府 3/4	480千円
<b>2 災害対応力向上事業</b> ○福祉避難所（未指定の避難所を含む）としての備品・備蓄品等の整備（発電機、非常食、簡易トイレ・ベッド、マット、クッション、避難用乳母車、非常時用テント、AED設置費用、備品倉庫など） ○職員のスキルアップ向上に資する危機管理に係る研修の実施 等  ※福祉避難所（未指定の避難所を含む）として、新型コロナウイルス等感染症の対策に係る備品・備蓄品等の整備も補助対象	府 2/4 市町村 1/4	300千円 （地域貢献活動推進事業と併せて行う場合は、440千円）
<b>3 福祉サービス向上支援事業〔公募型〕</b> <先進的な取組> ○RPA（※「テクノス」※オートメーション）の導入による事務改善の取組 ○パラスポーツを通じた地域住民と障害者の交流イベントの実施 ○移動式スマートリフトバスの導入 ○大学と連携したオンラインによる園児の保護者等を対象とした研修 等 <他の模範となる取組> ○就学前の自然体験活動を行う拠点の整備 ○地域の医療的ケア児が安心して交流できる拠点の整備 ○地域交流スペースのバリアフリー化 等	府 1/2	ハード整備事業 5,000千円  ソフト事業 2,500千円
<b>4 小規模法人等活動サポート事業</b> <法人・施設の体制強化のための取組> ○職員健康診断、インフルエンザ予防接種等の就業環境向上に向けた取組 ○税理士や会計士、社会福祉労務士等専門家への委託費 ○会計ソフトのリース料 ○第三者評価の受診など認証取得への取組 等 <上位認証取得を目指す法人内での取組> ○新規採用者育成プログラム作成等の法人内体制強化 等  ※小規模法人：直近年度決算における事業収益4億円以下の法人	<施設立地が市内> 府 2/4 市 1/4  <施設立地が町村内> 府 3/4	400千円

※上記事業区分の1、2及び4について、1法人当たりの補助基準上限額を合計3,360千円と設定

R8 事業メニュー	補助率	補助対象経費上限額
<b>1 地域貢献活動推進事業</b> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; text-align: center; font-weight: bold;">変更なし</div>	<施設立地が市内> 府 2/4 市 1/4  <施設立地が町村内> 府 3/4	480千円
<b>2 災害対応力向上事業</b> <div style="background-color: #4a86e8; color: white; padding: 10px; text-align: center; font-weight: bold;">変更なし</div>	府 2/4 市町村 1/4	300千円 （1（地域貢献活動推進事業）と併せて行う場合は、440千円）
廃止		
<b>3 小規模法人等活動サポート事業</b> 小規模法人が行う人材確保・育成、定着のための就業環境の整備等にかかる事業について補助 【取組例】 ○人材確保・育成 ・資格取得支援制度実施に係る経費 ・インターンシップ実施経費、採用HPの開設、就職フェア出展経費 ・外国人職員の資質向上、生活支援に係る経費 ・人材育成を目的とした研究発表会や視察研修の実施 等 ○人材定着のための就業環境整備（生産性向上にかかるものを除く） ・外部相談窓口（メンタル、ハラスメント、職員法務等相談）の設置 等 ・健康管理に関する法定以上の取組 ・きょうと福祉人材育成認証制度における認証取得のためにかかる経費（第三者評価受診、経営改善のためのコンサル、専門家による助言）	<施設立地が市内> 府 2/4 市 1/4  <施設立地が町村内> 府 3/4	・1（地域貢献活動推進事業）又は2（災害対応力向上事業）とあわせて行う場合 400千円  ・3（小規模法人等活動サポート事業）のみ行う場合 200千円

※上記事業区分の1、2及び3について、1法人当たりの補助基準上限額を合計3,360千円と設定

新 設

<b>4 法人間連携プラットフォームの設置運営事業（仮称）</b> 地域の複数の小規模法人等が参画する「法人間連携プラットフォーム」による協働した地域貢献のための取組に対して補助を実施 <取組例> ・高齢者や障害者、子どもなどの様々な立場の住民が集う場を各法人の強みを活かしながら運営 ・単身の高齢者や障害者の見守りや日常生活支援を法人が連携しながらサポート 等	府 10/10	最大 4,000千円 （連携する法人数・事業内容等による）
---	------------	-------------------------------------

## 地域共生社会実現サポート事業補助金交付申請等の流れ

### ①交付申請書提出（7月～8月頃）

提出先：京都府（地域福祉推進課又は所管の保健所）※市町村分も一緒に

└ 本庁（地域福祉推進課）

- | ・法人本部が他府県に所在
- | ・施設が京都市又は広域所在

└ 所管の保健所

- ・法人の施設が1つの広域振興局管内に所在

保健所の所轄：乙訓保健所（向日市、長岡京市、大山崎町）

山城北保健所（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町）

山城南保健所（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）

南丹保健所（亀岡市、南丹市、京丹波町）

中丹西保健所（福知山市）

中丹東保健所（舞鶴市、綾部市）

丹後保健所（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）



★必要に応じて変更交付申請を提出（所管課に相談）



### ②実績報告書提出（事業完了後速やかに提出）

提出先：京都府（地域福祉推進課又は所管の保健所）及び、施設所在の市町村



実績報告書の内容確認（約1か月）



修正対応・受理完了



### ③補助金支払い（～5月頃）

地域共生社会実現サポート事業補助金に係るQ&A(抜粋)

参考

NO.	項目	質問	回答
1	小規模法人等活動サポート事業	「小規模法人等活動サポート事業」の補助対象を、「社会貢献活動に取り組むために当該小規模法人等が自ら実施する人材確保、育成及び定着に係る事業」に変更されたが、具体的にどのような取組が対象となるのか。	以下の取組が例として挙げられます。 ・資格取得支援制度実施に係る経費(研修受講料、資格受験料等) ・インターンシップ実施経費、採用HPの開設、就職フェア出展経費 ・外部相談窓口(メンタル、ハラスメント、職員法務等相談)の設置 ・きょうと福祉人材育成認証制度における認証取得のためにかかる経費(第三者評価受診、経営改善のためのコンサル、専門家による助言)等
2		「資格取得支援制度実施に係る経費」について、どのような資格や研修が対象となるのか。	人材の質の向上や人材確保に要する経費を補助対象とします。 具体的には、業務に関連する資格取得のための受講料等が対象となります。 ただし、衛生管理等、施設において義務付けられている資格・研修に係る経費は対象外とします。
3		オンデマンド(eラーニング等)で受講する研修については対象か。	交付申請時に、具体的な研修内容がわかる資料をご提出ください。補助金の趣旨に合致するかを確認のうえ、判断いたします。
4		人材確保に係る事業が補助対象になるとのことであるが、有料職業紹介の紹介料や派遣料などは対象経費となるのか。	法人自らが実施する人材確保に係る事業を対象とするため、対象外となります。
5		人材確保に係る事業が補助対象になるとのことであるが、外国人職員を雇用するためのあっせん料や監理料、登録支援料などは対象経費となるのか。	法人自らが実施する人材確保に係る事業を対象とするため、対象外となります。
6		人材確保に係る事業が補助対象になるとのことであるが、職員住宅の改修は対象経費となるのか。	改修費用は対象外経費となります。
7		令和7年度までは、会計事務所への委託料や職員の健康診断経費が補助対象となっていたが、今回対象となるのか。	本補助金では、社会福祉法人等の地域貢献活動を推進することを趣旨の一つとして掲げており、社会福祉法人等の喫緊の課題である人材不足に対応するため、小規模法人等活動サポート事業の対象を「人材確保・育成・定着」に資する取組へと再編しております。そのため、令和7年度まで補助対象であった会計事務所への委託料や職員の健康診断経費のみを目的とした活用は原則対象外となります。
8		「小規模法人等活動サポート事業」の申請において、「地域貢献活動推進事業」又は「災害対応力向上事業」とあわせて申請した場合は補助対象経費上限が40万円、単独で申請した場合は補助対象経費上限が20万円とされているが、他事業の申請状況によって補助対象経費上限が変わるのはなぜか。	本補助金では、社会福祉法人等の地域貢献活動を推進することを趣旨の一つとして掲げております。そのため、「地域貢献活動推進事業」又は「災害対応力向上事業」を実施することで、「小規模法人等活動サポート事業」の上限を上げる構造となっております。